

水質汚濁防止法（昭和四五年 法律第一三八号）（抜粋）

（常時監視）

第十五条 都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

（測定計画）

- 第十六条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。
- 2 測定計画には、国及び地方公共団体の行う当該公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 環境大臣は、指定水域ごとに、当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量をは握するため、測定計画の作成上都道府県知事が準拠すべき事項を指示することができる。
- 4 国及び地方公共団体は、測定計画に従つて当該公共用水域及び地下水の水質の測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

（測定の協力）

第十六条の二 地方公共団体の長は、前条第四項の地下水の水質の測定を行うため必要があると認めるときは、井戸の設置者に対し、地下水の水質の測定の協力を求めることができる。

（公表）

第十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べることができるものとする。

水質測定計画作成フロー

参考資料 2

【水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）】
○都道府県知事は、国の地方行政機関の長と協議して水質測定計画を定める。
○測定計画には、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定める。

【事務処理基準】「環境基本法に基づく環境基準の水域類型に指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」 (平成13年5月31日 環境省環境管理局水環境部長通知)	
公共用水域の水質測定計画	地下水の水質測定計画
○測定地点、測定項目、測定頻度の設定の基本的な考え方 (健康項目、健康項目以外) ○効率化に関する考え方 ○重点化に関する考え方	○調査の種類（概況調査(定点方式、ローリング方式)、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査) ○測定地点、測定頻度、測定項目選定の考え方（効率化、重点化の考え方を含む）

水質モニタリング方式効率化指針（平成11年4月 環境庁水質保全局作成）
(公共用水域モニタリング、地下水におけるモニタリング)

公共用水域常時監視担当者会議
【公共用水域の水質測定計画（案）作成】
近畿地方整備局、大阪府、政令市

地下水質保全連絡会議
【地下水の水質測定計画（案）作成】
近畿地方整備局、大阪府（保健所を含む）、政令市

公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）

大阪府環境審議会に諮問
↓
水質測定計画部会審議

大阪府環境審議会答申

国の地方行政機関の長と協議（文書協議）
・近畿農政局長
・近畿地方整備局長
・第五管区海上保安本部長

水質測定計画決定

大阪府環境審議会水質測定計画部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する水質測定計画部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

(組織)

第2条 部会は、次に掲げる者につき、委員、臨時委員及び専門委員で組織する。

- 一 条例第2条第1項第1号に規定する委員 4人以内
- 二 条例第2条第1項第3号に規定する委員 4人以内
- 三 条例第3条第1項に規定する臨時委員 3人以内
- 四 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干名

2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第3条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、これに属する委員、臨時委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 市町村長のうちから任命された委員及び臨時委員に事故があるときは、その職務を代理するものが議事に参与することができる。

5 部会の決議は、水質汚濁防止法第16条第1項に定める測定計画について、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りではない。

6 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

(必要事項)

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成18年8月25日から施行する。

大阪府環境審議会水質測定計画部会委員名簿

学識経験のある者

氏名	役職	備考
津野 洋	大阪産業大学教授	部会長
益田 晴恵	大阪市立大学大学院教授	部会長代理
池 道彦	大阪大学大学院教授	
以上 環境審議会委員 計 3 名		

市町村長

氏名	役職	備考
橋下 徹	大阪市長	
竹山 修身	堺市長	
澤井 宏文	松原市長	
田中 龍一	豊能町長	
以上 環境審議会委員 計 4 名		

関係地方行政機関の長

小栗 邦夫	近畿農政局長	
谷本 光司	近畿地方整備局長	
石指 雅啓	第五管区海上保安本部長	
以上 環境審議会臨時委員 計 3 名		

環水大水発第 120822001 号
平成 24 年 8 月 22 日

都道府県知事 殿
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 16 条に基づく環境基準については、平成 24 年 8 月 22 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 24 年 8 月環境省告示第 127 号）が告示された。

この改正は、生活環境の保全に関する環境基準（以下「環境基準生活環境項目」という。）として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点からノニルフェノールを追加するとともに、これについて基準値を設定したものである。

環境基準の達成のために必要な措置については、今後国においても順次講じていくこととしているが、貴職におかれても、下記事項に留意の上、これらの環境基準が維持達成されるよう有効かつ適切な施策の推進を図られたい。

記

1．基本的考え方

水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）は、生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全を目的として設定するものであり、環境基準生活環境項目として位置付けるものである。

現在得られている我が国に生息する魚介類及びその餌生物に係る化学物質の毒性等に関する知見、公共用水域等における検出状況等から判断して、水環境の汚染を通じ水生生物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずる必要があると考えられる物質について、今般、環境基準生活環境項目に追加することとした。

水生生物保全環境基準の考え方の詳細については、「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（第 1 次答申）」（平成 24 年 3 月 7 日付け中環審第 647 号）を参照されたい。

2．新たな水生生物保全環境基準及び基準値等

新たに水生生物保全環境基準に追加した項目は、ノニルフェノール 1 項目である。これは、我が国における当該物質の生産・使用状況、公共用水域等における検出状況等を踏まえて、環境基準として設定したものである。基準値は、水生生物の集団の維持を可能とする観点から、基本的には慢性影響を防止する上で必要な水質の水準を定めるものである。このためノニルフェノールの濃度の年間平均値として基準値を定めたものである。また、海域及び淡水域の区分、水域の水温、産卵・繁殖又は幼稚子の生育場等の水生生物の生息状況の適応性に応じて 6 種類の類型に分けて設定した。

水域類型及び基準値の概要は別表 1 のとおりである。

3. 環境基準の運用上の取扱い

環境基準の運用上の取扱いについては、以下に掲げる事項に留意されたい。

(1) 公共用水域等の監視の実施について

新たに水生生物保全環境基準に追加した項目については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第15条に基づく都道府県知事による公共用水域等の常時監視の対象として位置付け、水質の汚濁の状況の把握に努められたい。なお、平成24年度は準備期間とし、暫定的な体制での監視で差し支えないこととする。

測定地点、測定回数、測定時期及び測定頻度の決定に当たっては、以下に掲げる事項を踏まえて行うものとし、適正な水域の監視に努められたい。

また、水生生物保全環境基準の類型指定について、類型が当てはめられていない水域については、類型指定の検討を引き続き実施されたい。なお、環境基準項目としての常時監視については、類型当てはめの後に行うこととなるが、それまでの間においても必要に応じて監視を行いつつ、概況の把握等に努められたい。

ア 測定地点

測定地点の選定に当たっては、水生生物の生息又は生育状況等を勘案し、水域内の既存の環境基準点・補助点等を活用しつつ、水域の状況を把握できる適切な地点を選定するものとする。

イ 測定回数

従来 of 生活環境項目と同様、年間を通じ原則として月1日以上採水分析するものとする。

ウ 測定時期や回数の変更

水生生物の生息又は生育状況、発生源の状況等により特定の時期等に注目する必要がある場合、凍結等水域の状況が測定に不適当な時期がある場合等においては、水質の時期的変動の有無等を勘案し、必要な対策につなげられるよう、「公共用水域測定計画策定に係る水質測定の効率化・重点化の手引き」（平成21年3月環境省水・大気環境局）を参考に測定時期や回数を適宜変更しても差し支えない。

(2) 環境基準達成状況の評価について

新たに水生生物保全環境基準に追加した項目についての達成状況の評価は、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年5月31日環水企第92号）に基づき実施されたい。

(3) 水域の類型指定について

水域類型の指定に関する手続き等は、従来 of 環境基準生活環境項目において行われてきたものと同様であり、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令」（平成5年政令第371号）の別表に掲げる公共用水域以外の公共用水域については、法第16条第2項の規定により都道府県知事が類型を当てはめる水域の指定を行うこととされている。

別表 1

河川及び湖沼

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		ノニルフェノール	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.001mg/L 以下	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.0006mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.002mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.002mg/L 以下	

備考 基準値は年間平均値とする。

海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		ノニルフェノール	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.001mg/L 以下	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.0007mg/L 以下	

備考 基準値は年間平均値とする。